

○ 長野県告示第256号

長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第19条第1項の規定により、次の区域を大規模開発調整地域として指定する。

平成8年4月1日

長野県知事 吉村 午良

長野県の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域

- 1 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第1項又は第2項の規定により指定された国立公園又は国定公園の区域
- 2 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第10条第1項の規定により指定された長野県立自然公園の区域
- 3 長野県自然環境保全条例第7条第1項又は第15条第1項の規定により指定された県自然環境保全地域又は郷土環境保全地域の区域
- 4 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた地域、地区又は街区（第1種低層住居専用地域（軽井沢都市計画地域に限る。）及び風致地区を除く。）の区域
- 5 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項の規定により定められた農用地区域の区域